平成２１年（フ）第２０４号
千葉県八街市朝日39番地３
債務者　田所　　仁
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第２２２号
千葉県佐倉市城806番地６
債務者　阿武　　明
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第２２８号
千葉県印旛郡酒々井町中央台３丁目１番　５棟304号
債務者　星　　省吾
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第２２９号
千葉県印旛郡酒々井町中央台３丁目１番　５棟304号
債務者　星　　周子
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第２４２号
千葉県印旛郡栄町竜角寺台１丁目14番７号
債務者　安藤　忠夫
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第２４５号
千葉県成田市押畑896　成田病院内、住民票上の住所千葉県成田市橋賀台３丁目５番地11棟202号
債務者　工藤　廣昭
1　決定年月日時　平成21年７月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第１１１８号
名古屋市守山区新守町107番地の１　メゾン木村103号
債務者　佐藤　健治
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１６０８号
名古屋市中川区法華１丁目203番地　ソレアードⅠ　201号
債務者　鈴木　早織（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４３９号
愛知県豊田市大林町10丁目20番地８　豊田大林町パークホームズ804
債務者　河合　澄子
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第４４４号
愛知県豊田市深見町木戸369番地105
債務者　山下　泰二
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第４６３号
愛知県岡崎市中島町字小園37番地２
債務者　坂下百合恵
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第４５号
滋賀県長浜市東上坂町798番地19
債務者　八田千代美
1　決定年月日時　平成21年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２１年（フ）第４７号
滋賀県米原市村居田882番地２、前住所滋賀県米原市西円寺752番地
債務者　山中　沙織
1　決定年月日時　平成21年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２１年（フ）第１０９号
岡山県倉敷市加須山568番地１
債務者　中村　智昭
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第４５号
千葉県木更津市潮浜２丁目１番地15飛鳥ハウス潮浜
債務者　熊木　健二
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２１年（フ）第４１３号
神奈川県平塚市南金目2334番地の５
債務者　原　美枝子
1　決定年月日時　平成21年７月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第４３３号
神奈川県南足柄市岩原256番地６
債務者　岡本　菊枝
1　決定年月日時　平成21年７月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部